

『コロナの経済学』ウェビナー 経済対策の財源と新たなセーフティネット

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科

社会科学高等研究院医療政策・経済研究センター

膨張する財政

- コロナ禍を受け、政府は大型の補正予算を立て続けに策定・実施

□ 2020新規国債発行年度

- ✓ 新規国債発行額＝90.2兆円
- ✓ 歳出総額(一般会計)＝160.3兆円
- ✓ 基礎的財政収支(PB)赤字＝66.1兆円

- 経済・景気の底支え？⇒「規模」ありき
- ✓ 政策効果の精査に欠く...

□ 第二次補正予算の予備費＝10兆円

事業規模について

	事業規模	財政支出	うち国費
1次補正等	117.1兆円 程度	48.4兆円 程度	33.9兆円 程度 〔うち1次補正 27.5兆円 程度〕
2次補正等	117.1兆円 程度	72.7兆円 程度	33.2兆円 程度(注1)
合計 (注2)	233.9兆円 程度	120.8兆円 程度	66.8兆円 程度

令和2年度2次補正予算後の予算の全体フレーム

国民一律10
万円(総額13
兆円)膨張

家賃補助(2兆
円)の他、予備
費10兆円を計上

歳出		歳入	
一般歳出		税収	63.5兆円
	当初 63.5兆円		
	1次補正 25.5兆円		
	2次補正 31.4兆円		
地方交付税交付金等		その他収入	6.6兆円
	当初 15.8兆円		
	1次補正 0.0兆円		
国債費		公債金	90.2兆円
	当初 24.0兆円	当初 32.6兆円	
	1次補正 23.4兆円	1次補正 25.7兆円	
	2次補正 0.1兆円	2次補正 31.9兆円	
	0.5兆円 (注)		
計	160.3兆円	計	160.3兆円

公債依存度
56.3%

一般会計 P B : ▲9.2兆円 → ▲66.1兆円

失われた財政規律？

- 誤解：積極的財政政策（出動）において財政規律は必要ない？

⇒ 財政の拡大は財政規律の弛緩を容認するわけではない・・・

- 財政規律のマクロとミクロ

□ マクロ＝歳出の総額を制御（コントロール）できるか？

□ ミクロ＝優先順位の高い政策・事業に重点的に配分できているか？

➤ 制御できない財政拡大は非常時（＝コロナ禍）に留まらず、平時（＝コロナ収束後）も赤字を膨張させ財政の持続性を危うくしかねない

✓ 一度広げた「風呂敷（＝財政）」を閉じることができるのか？

➤ 「規模優先」の財政政策は費用対効果の検証が乏しく無駄の温床になりかねない・・・

✓ 政府が推進してきたEBPM（証拠に基づく政策形成）、ワイズスペンディングにも反する

非常時の財政支出の恒常化？

更に開いた「ワニの口」

- 歳出拡大(当初予算から約60兆円増)は一時的？

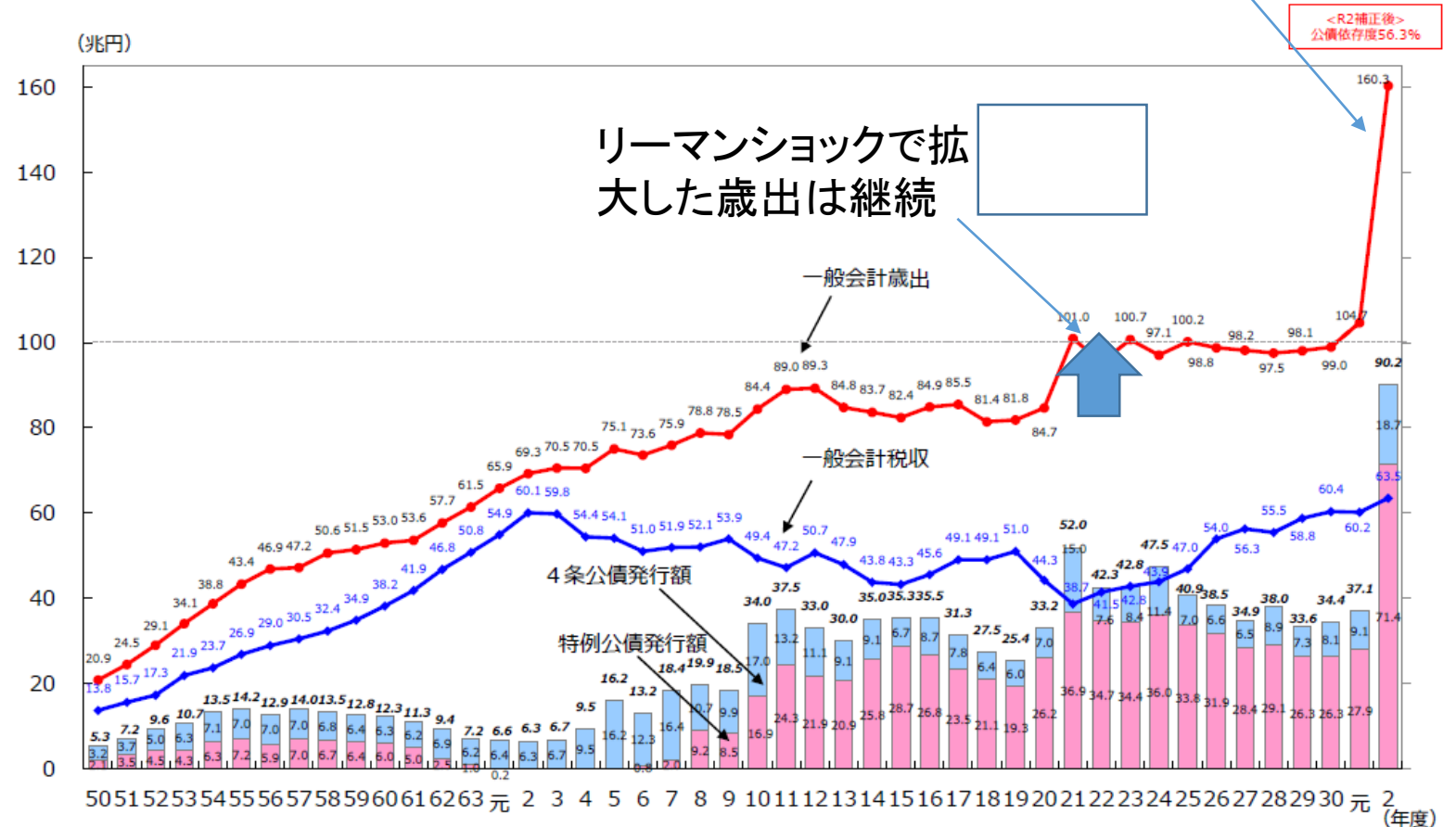
⇒コロナ禍が収束すれば歳出水準も元に戻るか？(ワニの口は閉じるのか？)

- コロナ禍でダメージを受けた中小企業、観光産業、医療機関等への支援が(名目を変えながら)継続？

✓ 危機対応の「既得権益化」

□ 危機の平常化⇒財政の膨張に歯止めが掛からない・・・

一般会計における歳出・歳入の状況



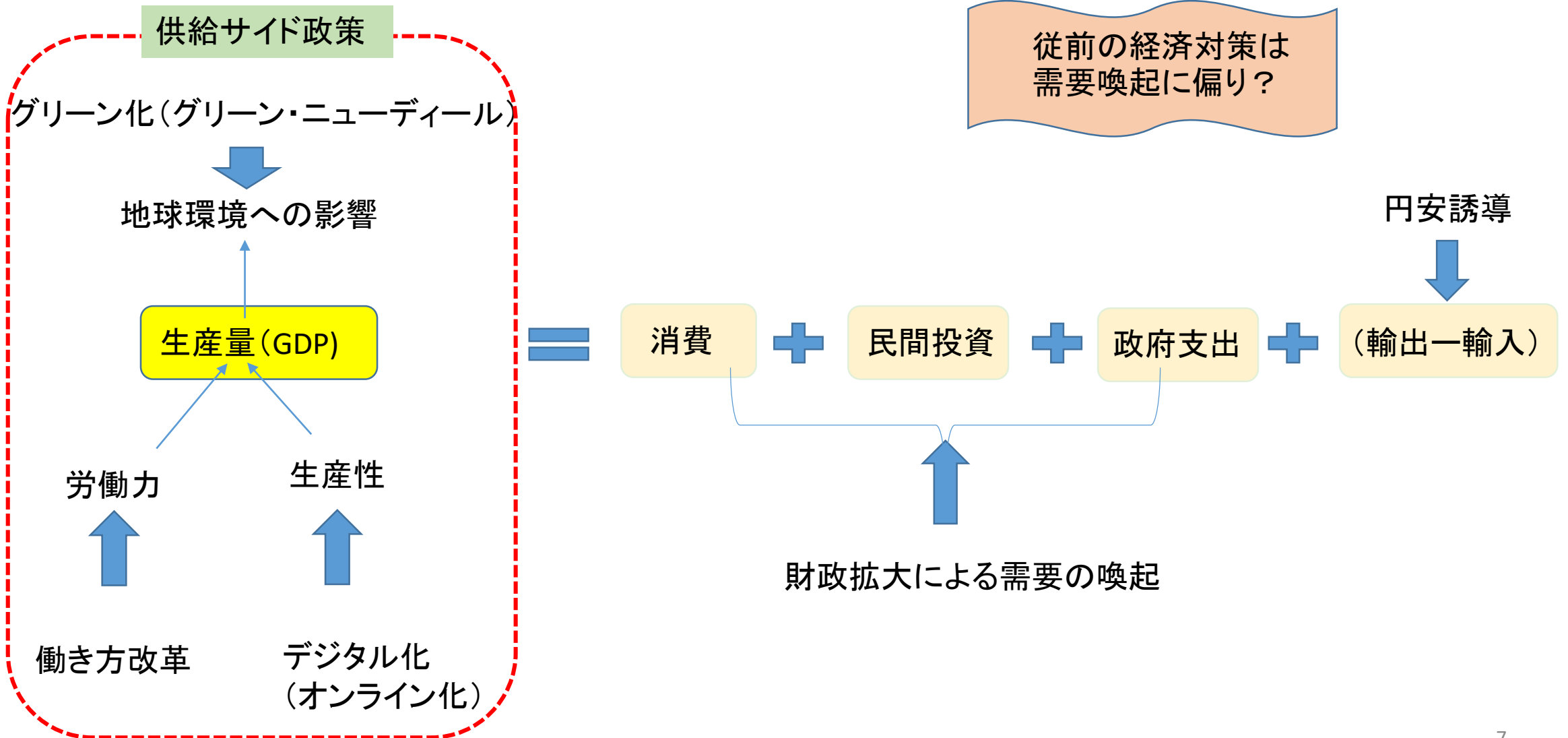
出所:財務省資料

良い借金と悪い借金・・・

短期の需要の喚起だけでなく、
将来の生産性向上につながる財
政赤字＝借金の使い方が必要

- 誤解：低金利であれば、借金＝財政赤字を続けても構わない・・・
- 良い借金と悪い借金がある
 - 良い借金＝将来の生産性の向上（将来世代の受益）に繋がる投資のための借金
 - ✓ 「60年ルール」の趣旨（公共施設・社会インフラの耐用期間に対応）？
 - 低金利のうちに投資支出の「前倒し」も選択肢⇒将来の投資支出（財政赤字）の軽減
 - 悪い借金＝現在世代の受益のための借金（収入不足の穴埋め）
 - 災害・不景気等のリスクを将来世代と分担（シェア）？⇒長期的財政収支の均衡が前提（災害・不況時には赤字、平時・好況時には黒字）
 - 「恒常的」な財政赤字⇒将来世代のリスクを現在世代は分担していない・・・

経済対策:「需要」対「供給」



参考：進まないデジタル投資

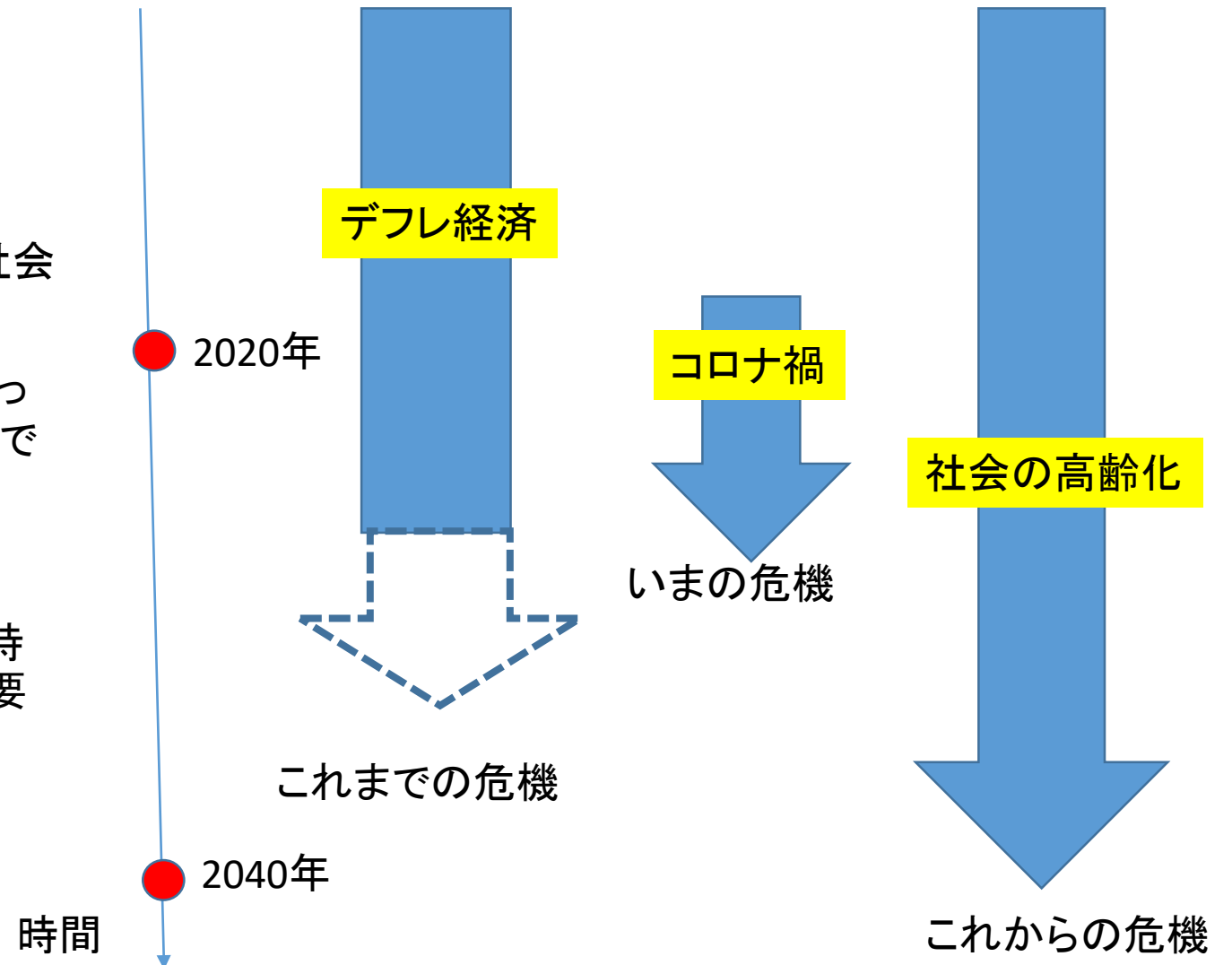
- 第1次・第2次補正予算（総額約57兆円）に占めるはデジタル化関係費が全体の僅か1%
- ❑ 政府はポストコロナを見据えた経済のデジタル化を謳っているが実態を伴っていない・・・
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月7日閣議決定）
 - 早期のV字回復を目指し、・・・消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる
 - テレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導などICT等を活用したリモート化やデジタル化の取組を加速する

20年度補正予算の主なデジタル経費	
第1次	学校への「1人1台端末」などGIGAスクール構想の加速（2292億円）
	キャッシュレス決済ポイント還元の経費追加（755億円）
	公共工事や物流管理のデジタル化（177億円）
	中小企業デジタル化応援隊事業（100億円）
第2次	IT導入補助金の拡充など（1000億円）
	学校などでの光ファイバー整備（501億円）

日本経済新聞（2020年6月25日）

これからの危機

- コロナ禍だけが我が国の危機ではない
- これからの危機＝人口の高齢化による社会保障費の増加・労働力の低迷(低成長)
 - 我が国の今世紀前半の「構造問題」であって、脱デフレ・コロナ克服で解決するわけではない
- 財政が持続可能でなければ社会保障も持続しない……⇒平時の財政健全化が必要
 - ✓ 例: 社会保障と税の一体改革



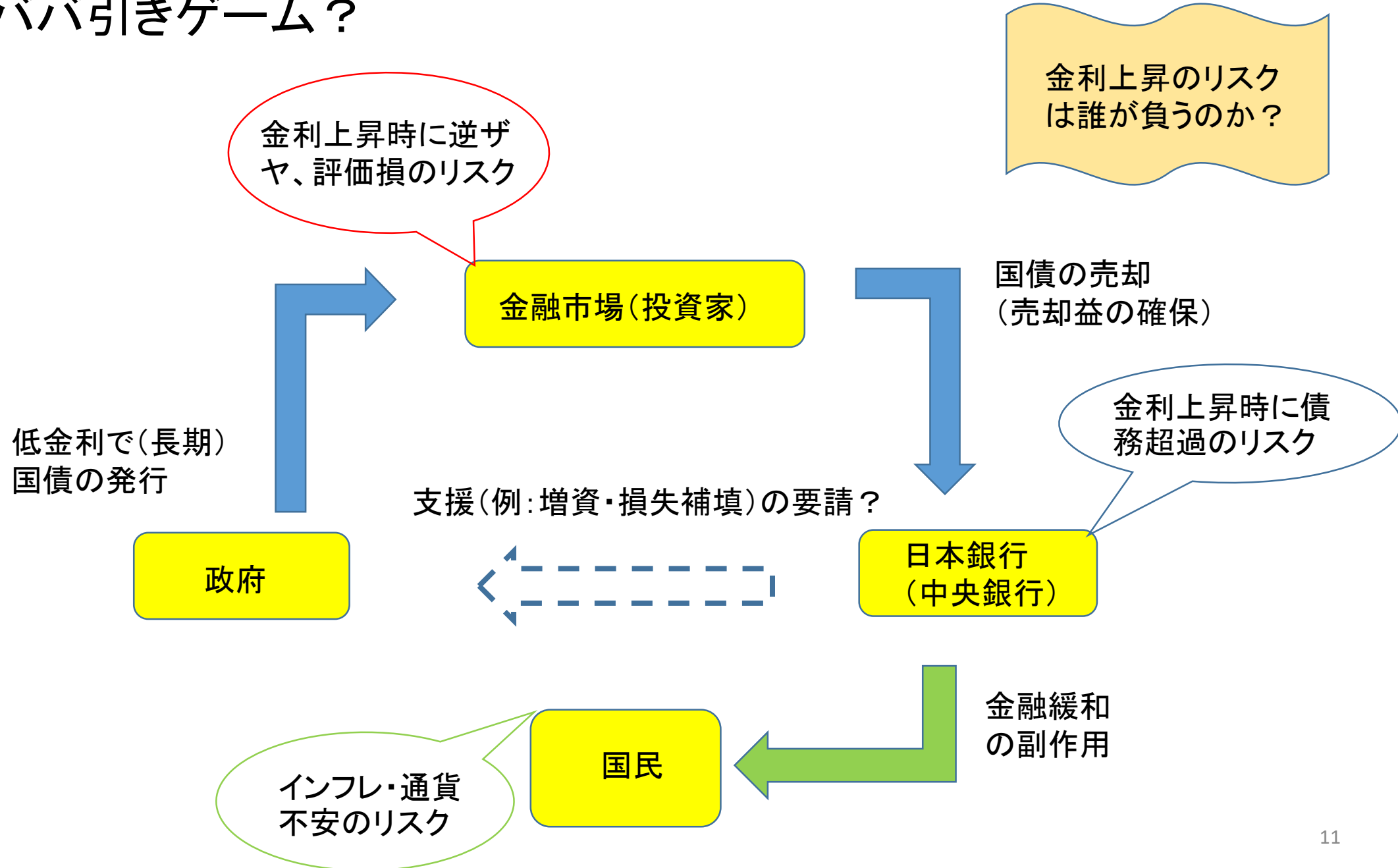
同床異夢？

	非常時	平時
主流派	政策と低金利政策（金融緩和積極的な財政）で経済を底支え ✓ 低金利である限り、財政赤字は問題ではない・・・	「構造的」財政収支の均衡化
反緊縮派（MMTを含む）		政府は財政的に制約を受けない ✓ 機能的財政論



- 非常時における積極的財政政策はMMT等反緊縮路線が正しいことを立証しているわけではない
- ✓ 財政政策は「状態依存型」⇒平時に復帰できるか？

ババ引きゲーム？



財政規律を取り戻す

- プランA =コロナ禍の第二波がない、もしくは限定的で財政拡大に必要性は一時的
 - 確実に2021年度予算(当初)は平時に回帰
 - ✓ 持続化給付金、Go to キャンペーン、家賃補助など非常時の事業は終了
- プランB=コロナ禍が長引いて、財政拡大が長期化
 - 平時の財政支出と区別するためコロナ対策に係る経費は「別勘定」=特別会計化
 - ✓ 第1次・第2次補正予算の勘定も特別会計に移行
 - 一般会計のままでは「玉石混交」(非常時を口実に平時の支出が拡大)
 - 平時の財政支出は健全化の観点か適正化⇒一般会計ベースで基礎的財政収支の均衡化
 - 特別会計からの歳出は全て時限措置として、財源は当面、「コロナ対策債」(=赤字国債)による一方、その償還財源(=臨時増税)を明確化

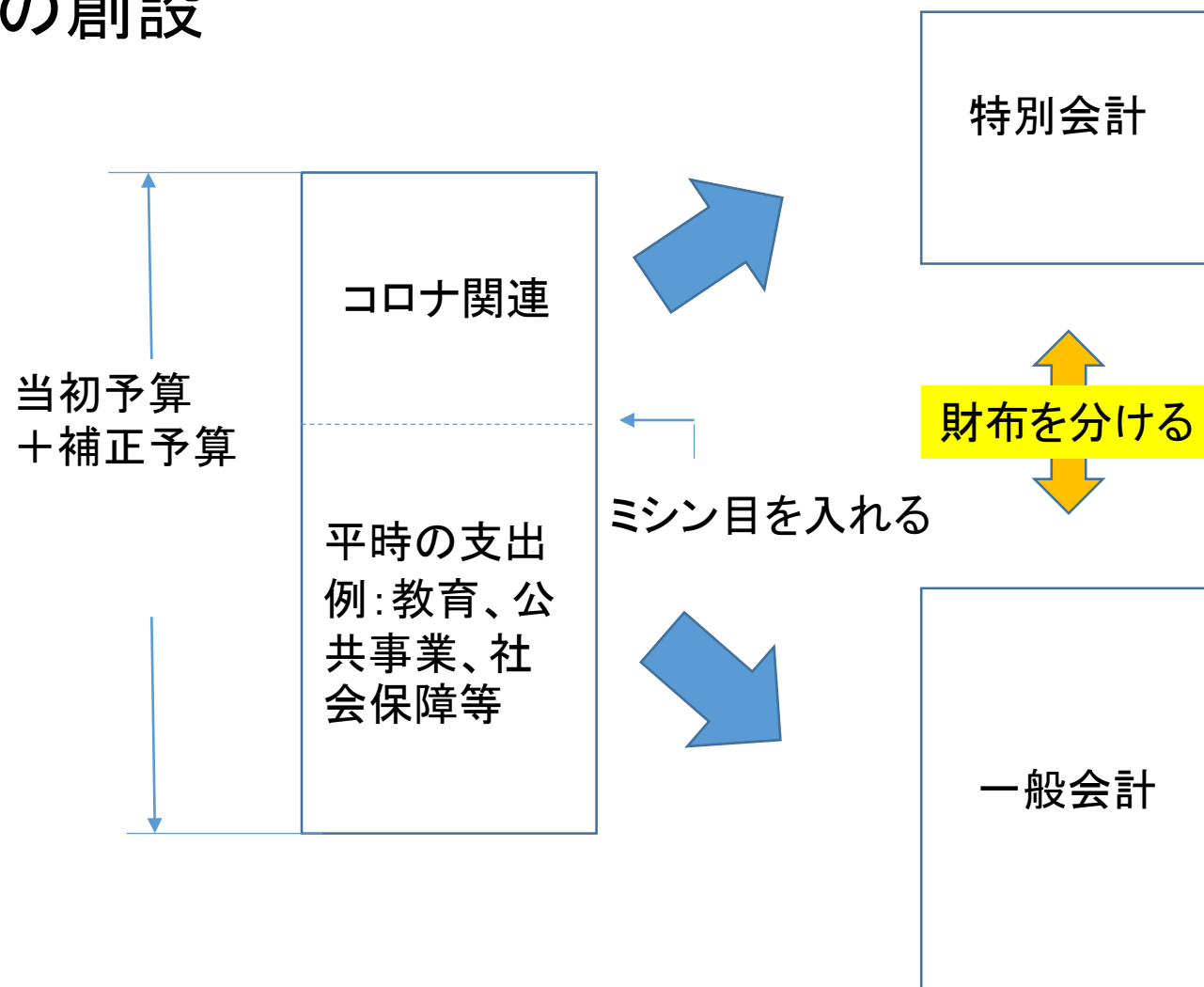
財布を分ける: 特別会計の創設

- 平時と非常時の支出の区別

- 1) 非常時の事業は「時限措置」＝一定期間の後、廃止
 - 2) 感染症対策・医療従事者への支援（通常の医療費からは区別）
 - 3) コロナ禍で収入の減った企業・家計への給付
 - 4) コロナ禍を契機としたデジタル化（オンライン化）
- など

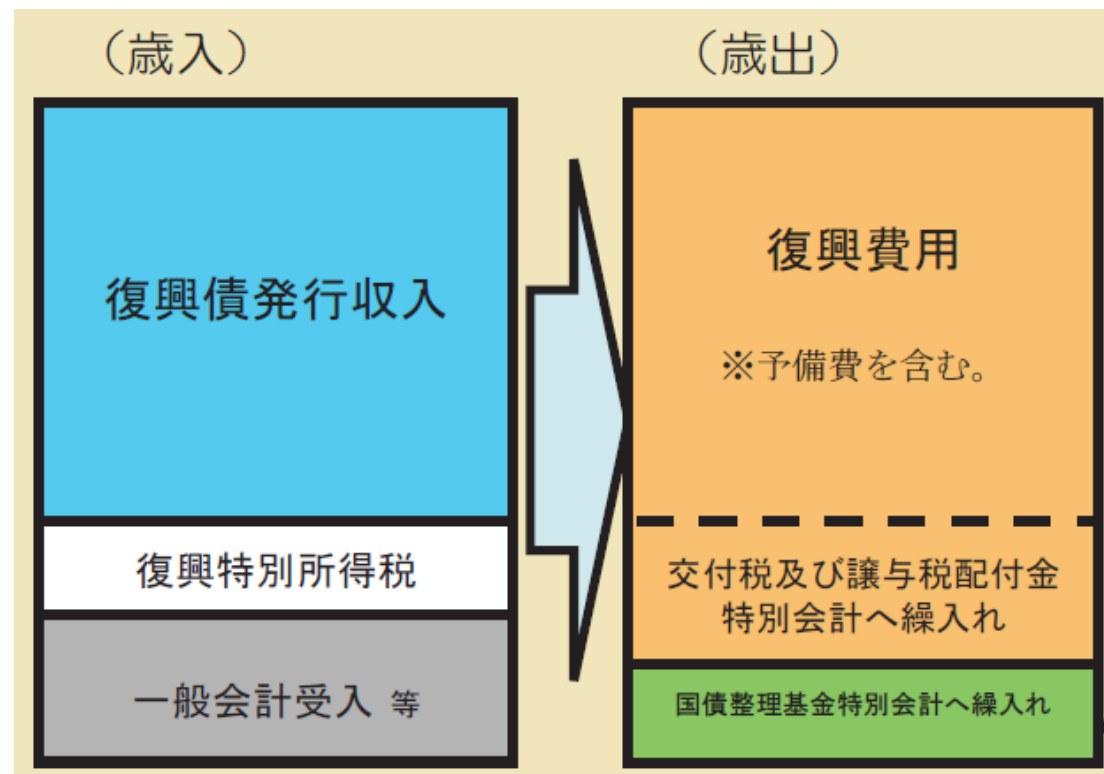
- コロナ対策債の償還財源は臨時増税によることを明確化

⇒歳出の無制限な膨張を牽制



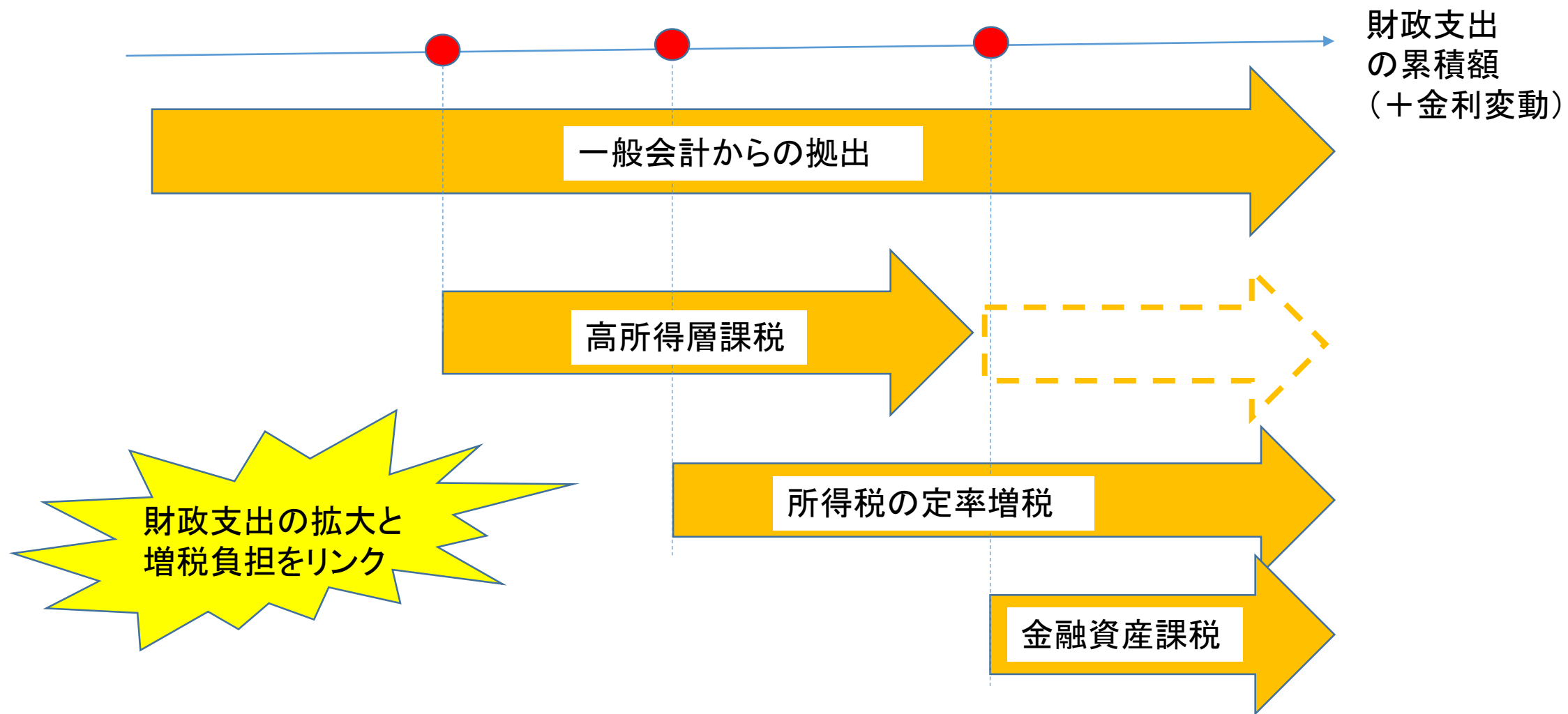
参考：東日本大震災復興特別会計

- 「東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理する」ために、2012度に設置
- 特別会計法（目的）第 222 条第 1 項 東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。
- ✓ 対象事業：東日本大震災に係る災害救助等関係事業、災害廃棄物処理事業、復興関係公共事業等

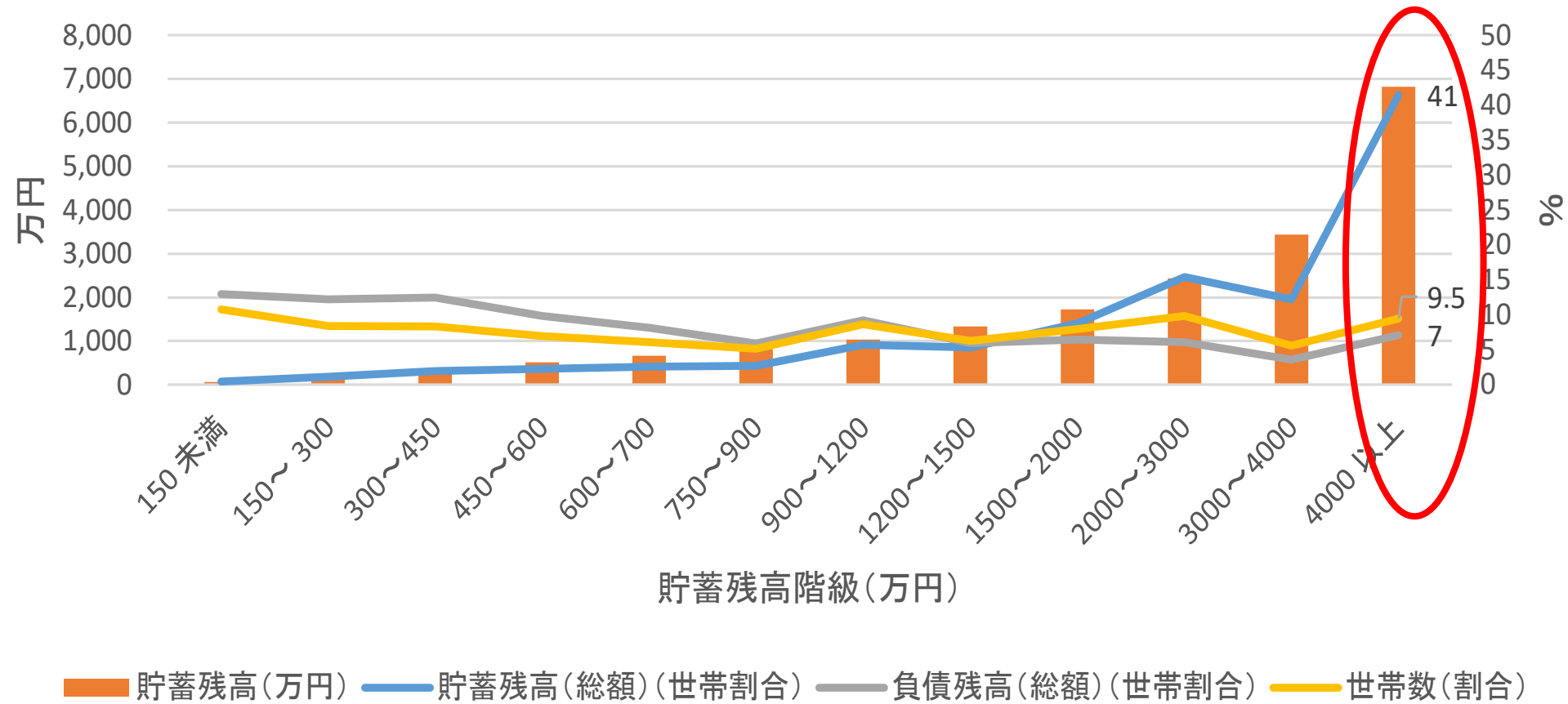


出所：財務省資料

コロナ対策債の償還財源



貯蓄残高分布



データの出所：全国消費実態調査（2016年）

税制のグリーン化

- 世界で広がる環境税(カーボンプライシング)

□二重の配当

- ✓ 其の1: CO₂排出の抑制(地球温暖化対策)
- ✓ 其の2: 税収の確保(財政健全化にも貢献)

⇒我が国でも環境税拡充の余地

- 令和2年度税制改正大綱

□持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、2020年から実行段階に移るパリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。

出所: 環境省資料

1990年代: 北欧を中心に炭素税の導入が進む。

1990年 フィンランド炭素税

1991年 スウェーデン炭素税、ノルウェー炭素税

1992年 デンマーク炭素税

2000年代: 欧州でEU-ETS導入、北米で州レベルの制度導入が進む。

2005年 欧州ETS

2008年 スイス炭素税・ETS、カナダBC州炭素税、ニュージーランドET

2009年 米国北東部州ETS

2010年 アイルランド炭素税、東京都ETS

2010年代: アジア、南米を含む世界中で導入が進む。

2011年 埼玉県ETS

2012年 日本(全国) 地球温暖化対策税

2013年 米国カリフォルニア州ETS、カナダケベック州ETS、
英国カーボンプライスフロア

2014年 フランス炭素税、メキシコ炭素税

2015年 ポルトガル炭素税、韓国ETS

2017年 カナダアルバータ州炭素税、チリ炭素税、コロンビア炭素税、
カナダオンタリオ州ETS、中国(全国) ETS

2018年 南アフリカ炭素税、カナダ連邦カーボンプライシング

2019年 シンガポール炭素税

格差是正とその手法

- 其の1:トリクルダウン＝市場を通じた所得移転

□ 豊かになった個人・企業は消費・投資を通じて他の個人・企業に恩恵を及ぼす

✓ アベノミクスはトリクルダウン型？

- 其の2:課税と給付＝政府を通じた所得移転(再分配)

□ 所得・利益のある個人・企業に課税をして、低所得の個人に給付(例:生活保護、社会保障給付、公共事業による仕事の創出)⇒経済成長にマイナス要因・・・

- 其の3: **自立の支援**＝「頑張る個人に報いる仕組み」

□ 低所得でも就労している個人に対する支援:例＝勤労税額控除・ユニバーサルクレジット(英国)

✓ 我が国では勤労世代に支援する給付(所得移転)がない・・・⇒税制・社会保障制度改革

リアルタイムの支援・・

- コロナ禍では「収入(所得)の急減した家計・事業者」への支援が求められていた
- 政府は「収入の急減」が把握できない⇒平時からリアルタイムの所得捕捉が必要
 - ✓ 所得情報は公共財＝徴税目的だけではなく低所得層への給付のための所得捕捉
 - ✓ 高所得層に課税するだけでは再分配は達成されない⇒課税と給付の連結で所得再分配が完結
- 参考: 英国のリアルタイム情報システム
 - 源泉徴収を行う雇用主から前月の収入情報を取得
 - 所得情報を給付(ユニバーサルクレジット)に反映⇒前月の収入に応じた給付が実現
- 我が国では給付を担う自治体の所得情報は前年所得
 - 非正規・フリーランスなど収入が不安定な家計が増える中、リアルタイムの所得情報を反映した給付の仕組みが必要

参考：国民への給付措置（暫定案）

- 収入が減った低収入の就業者（自営業を含む）への重点的な支援（景気対策ではなく生活支援）

➤ 給付のデザイン

□ 対象は就業者（自営業者を含む）

✓ 無業者（年金生活者など）等は原則対象にならない

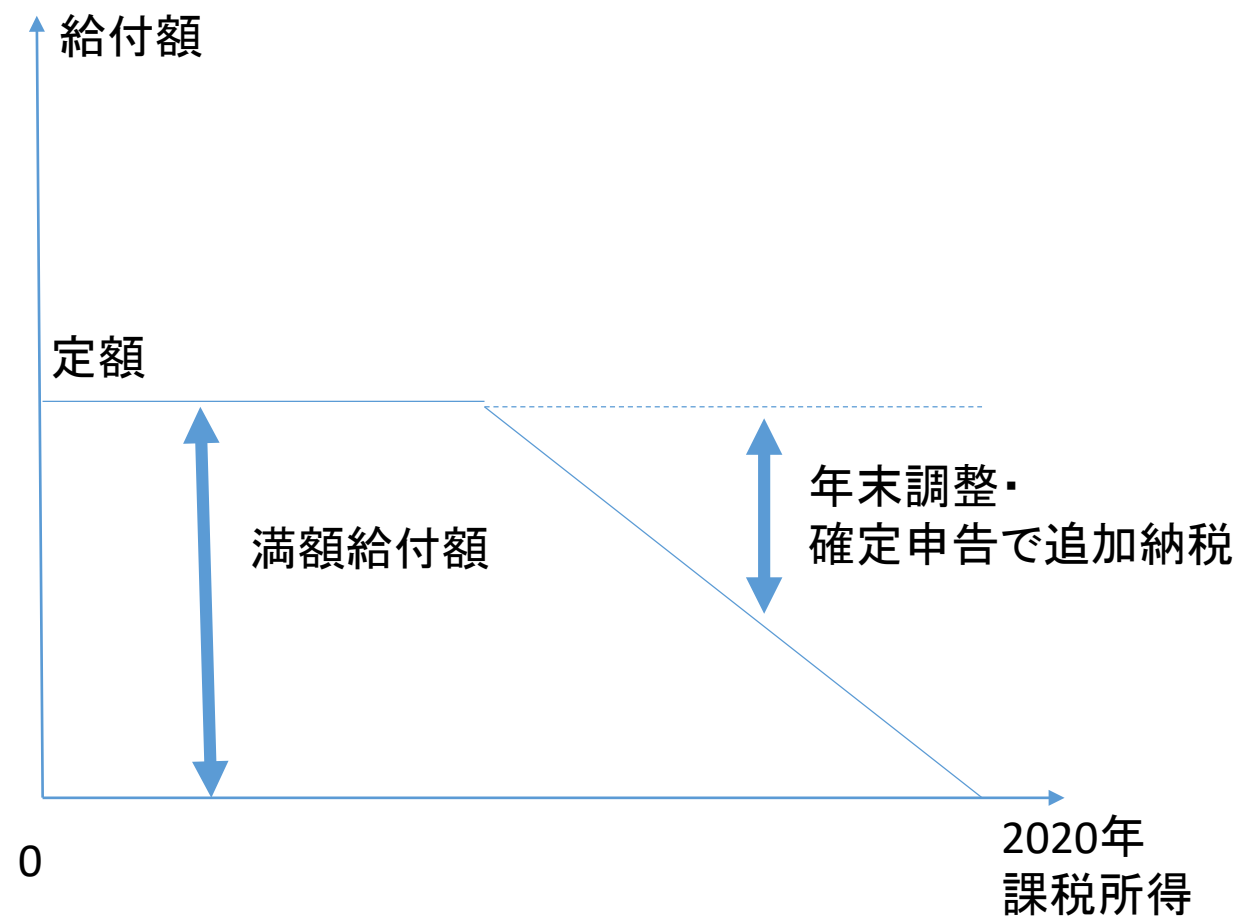
□ 一旦、定額を給付

□ 今年の課税所得（＝収入－各種控除等）が高い個人については年末調整・確定申告で回収（追加納税）

✓ マイナンバーで課税と給付措置を連結

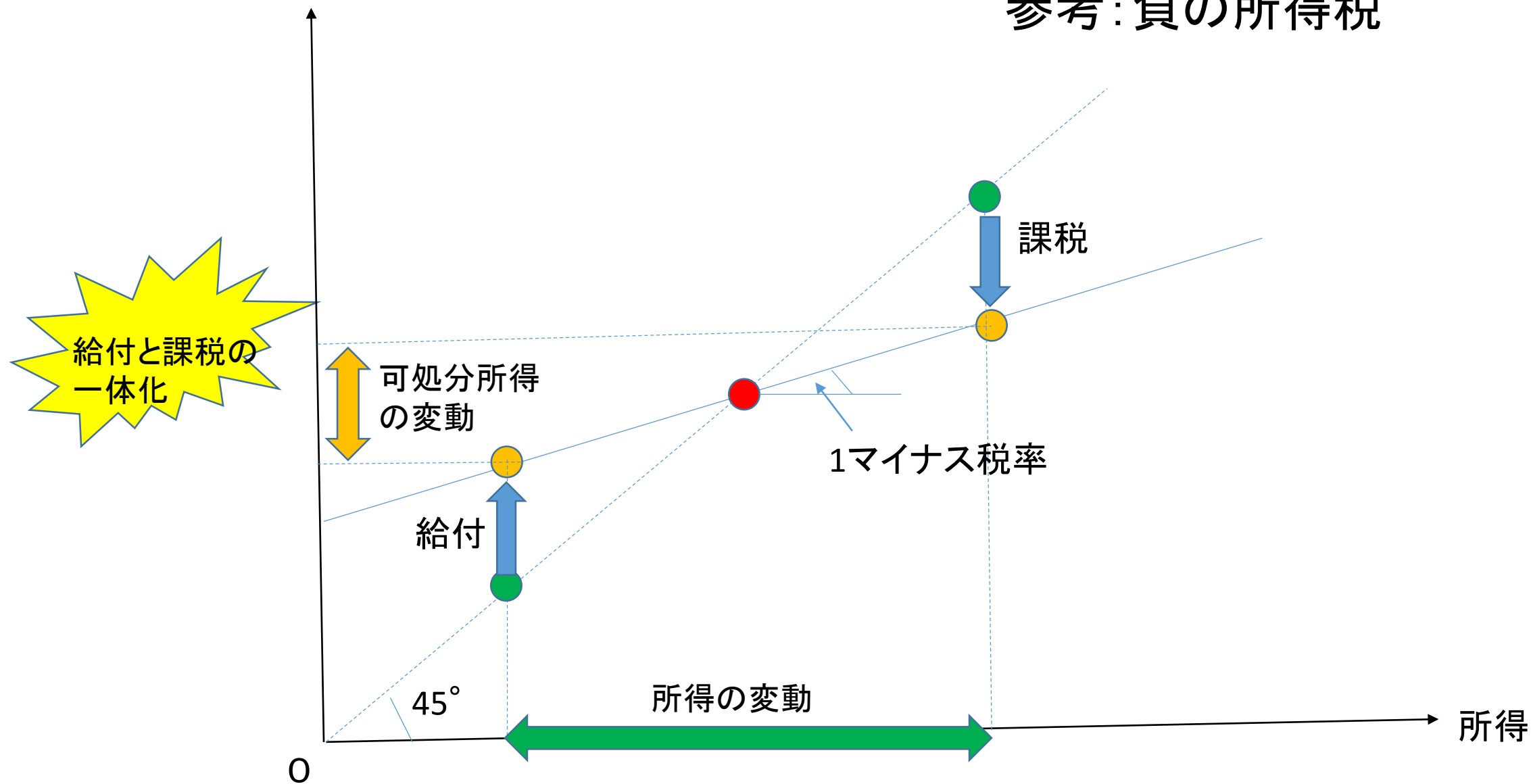
□ 2019年の課税所得が一定額以上の個人は給付の対象としない

✓ ただし、2020年の課税所得が低ければ、年末調整・確定申告後に本人の申告により給付



可処分(課税・給付後)所得

参考: 負の所得税



マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。

